

議第123号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 滋賀県立総合病院の項業務内容の欄に次の1号を加える。

- (1) 短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）に関すること。

別表第3 使用料の表保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）の項の次に次のように加える。

短 期 入 所	1日につき	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額
---------	-------	--

別表第3 使用料の表障害児通所支援の項中「障害児通所支援」の右に「（児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）」を加え、「 | 1日につき |」を「 | 同 |」に、「第21条の5の3第2項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改め、別表第3注3中「障害児通所支援」を「短期入所および障害児通所支援」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。